

令和4年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p><b>第1条</b></p> <p>(定義)</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p>(29) ア 省略</p> <p>イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的<b>研究費</b>等の他の用途への使用又は競争的<b>研究費</b>等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的<b>研究費</b>等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的<b>研究費</b>等を受給することをいう。</p> <p>(30) 「競争的<b>研究費</b>等」とは、①「<b>大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）</b>」として競争的<b>研究費</b>と分類される研究資金②①以外で、国の行政機関及び<b>資金配分機関</b>（甲を含む）が<b>所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費（運営費交付金を含むがこれらに限られない。）</b>をいう。</p> <p>(31) 省略</p>	<p><b>第1条</b></p> <p>(定義)</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p>(29) ア 省略</p> <p>イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的<b>資金</b>等の他の用途への使用又は競争的<b>資金</b>等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的<b>資金</b>等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的<b>資金</b>等を受給することをいう。</p> <p>(30) 「競争的<b>資金</b>等」とは、①内閣府において「<b>資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金</b>」として競争的<b>資金</b>と整理され内閣府に登録されている研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人（甲を含む。）が直接配分する研究活動を行う研究資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称していう。</p> <p>(31) 省略</p>	<p>科学技術・イノベーション基本計画により定義づけられた競争的研究費制度の新設に伴い、「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。</p>
<p><b>第2条の3</b></p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第2条の3 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的<b>研究費</b>等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的<b>研究費</b>等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2～3 省略</p>	<p><b>第2条の3</b></p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第2条の3 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的<b>資金</b>等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的<b>資金</b>等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。</p>

令和4年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p><b>第8条</b> (知的財産権の帰属) 第8条 (1) 省略 (2) 乙は、甲が<b>産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき</b>、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。 (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が<b>産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき</b>、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法（平成12年4月19日法律第44号）第16条の2の趣旨を尊重するものとする。 (4) ア・イ 省略 ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 2 乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、<b>甲の判断により</b>、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。 3～5 省略</p>	<p><b>第8条</b> (知的財産権の帰属) 第8条 (1) 省略 (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。 (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法（平成12年4月19日法律第44号）第16条の2の趣旨を尊重するものとする。 (4) ア・イ 省略 ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合 2 乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。 3～5 省略</p>	<p>産業技術力強化法17条3項に定める国の要請に基づくことを明記。  AMEDの判断により実施する点を明記。</p>
<p><b>第12条の2</b> (対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2 1・2 省略 3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律（<b>平成15年法律第57号</b>）（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報、匿名加工情報、個人<b>関連情報又は仮名加工情報</b>（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データ<b>又は派生データ</b>を相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。 4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データ<b>又は派生データ</b>を相手方に提供する場合には、その生成、取得、提供<b>その他の取扱い</b>について個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p><b>第12条の2</b> (対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2 1・2 省略 3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法等」という）に定める個人情報及び匿名加工情報並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定める非識別加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。 4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>個人情報保護法の改正に伴い、独立行政法人個人情報保護法等がなくなる等の変更があったことから、該当箇所を修正。 <b>(令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)</b></p>

令和4年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p><b>第20条</b>                      (契約の解除)                      第20条                      (1)～(3) 省略                      (4) 研究者等について、競争的<b>研究費</b>等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。                      (5)～(9) 省略</p>	<p><b>第20条</b>                      (契約の解除)                      第20条                      (1)～(3) 省略                      (4) 研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。                      (5)～(9) 省略</p>	<p>「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。</p>
<p><b>第21条</b>                      (不正行為等に係る研究者等の取扱い)                      第21条                      (1) 省略                      (2) 甲は、競争的<b>研究費</b>等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする</p>	<p><b>第21条</b>                      (不正行為等に係る研究者等の取扱い)                      第21条                      (1) 省略                      (2) 甲は、競争的資金等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする</p>	<p>「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。</p>
<p><b>第22条</b>                      (不正行為等に対する措置等)                      第22条                      1 省略                      2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的<b>研究費</b>等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。                      3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的<b>研究費</b>等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。                      4・5 省略</p>	<p><b>第22条</b>                      (不正行為等に対する措置等)                      第22条                      1 省略                      2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。                      3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。                      4・5 省略</p>	<p>「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。</p>

令和4年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p><b>第26条</b> （個人情報の取扱い） 第26条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報等の委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって委託を受けた当該個人情報等（以下「委託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>（1）委託個人情報を第三者（本委託研究開発につき再委託する場合における再委託先を含む。）に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。</p> <p>（2）委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。</p> <p>3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>5 乙は、委託個人情報を、甲の求めがある場合又は本委託研究開発の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p> <p>7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。</p>	<p><b>第26条</b> （個人情報の取扱い） 第26条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。）の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報（以下「預託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。</p> <p>2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>（1）預託個人情報を第三者（本委託研究開発につき再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。</p> <p>（2）預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。</p> <p>3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>5 乙は、預託個人情報を、本委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p>	<p>（以下、令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及）</p> <p>「預託」を法令上の用語である「委託」に変更。</p> <p>6項：改正法により、漏えい等が発生したおそれがある場合も報告義務等の対象になることから修正。</p> <p>7項：追加。</p>